



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)3月1日

第1887号

水曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 告示

- 18 市道区域の変更(建設管理課)..... 2
- 19 市道の供用の開始(建設管理課)..... 2
- 20 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 2
- 21 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 2
- 22 彦根市指定下水道工事店の指定(新規)(上下水道総務課)..... 3
- 23 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 3
- 24 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 4
- 25 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 4
- 26 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 5
- 27 彦根市観光駐車場の使用料の徴収事務の委託(観光交流課)..... 6

○ 公告

- 公示送達について公告(税務課)..... 6
- 一般競争入札(郵便入札)の実施について(文化振興課)..... 7
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 11
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 11
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 11

○ 教育委員会告示

- 3 彦根市教育委員会会議の招集(教育総務課)..... 12

○ 農業委員会告示

- 2 彦根市農業委員会定期総会の招集..... 12

○ 水道事業告示

- 6 彦根市指定給水装置工事事業者の指定(上下水道総務課)..... 12

○ 河瀬財産区告示

- 1 彦根市河瀬財産区議会の招集..... 13

告示

彦根市告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように市道区域を変更する。

その関係図面は、令和5年2月2日から令和5年2月16日まで彦根市都市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月2日

彦根市長 和田裕行

変更

番号	路線名	区分	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
11	芹橋彦富線	前	彦根市賀田山町字野田 1338 番 1	彦根市千尋町字末津 300 番 1	151.8	16.1~16.1
		後			164.6	12.1~32.3

彦根市告示第19号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年2月2日から令和5年2月16日まで彦根市都市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月2日

彦根市長 和田裕行

開始

番号	路線名	起点	終点	供用開始の期日
11	芹橋彦富線	彦根市賀田山町字野田 1338 番 1	彦根市千尋町字末津 300 番 1	令和5年2月2日

彦根市告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和5年2月2日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
小野町自治会	山中 伸仁 (略)	居川 憲生 (略)

彦根市告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁によ

る団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和5年2月2日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変更前	変更後
鳥居本町旧鳥居本自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
芹町自治会	西川 史郎 (略)	成宮 章浩 (略)
鳥居本町旧鳥居本自治会	大宮 修身 (略)	田中 明夫 (略)
戸賀町町内会	門野 理 (略)	田部 克二 (略)
小泉町町内会	赤井 康彦 (略)	北村 光夫 (略)

彦根市告示第22号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第6条の規定により、令和5年2月1日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和5年2月6日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	業者名	代表者名	所在地
第654号	吉田設備	吉田 秀樹	長浜市湖北町速水1665番地4

彦根市告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和5年2月8日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
上平流町内会	藤野 吉隆 (略)	藤野 和幸 (略)
鳥居本町上矢倉自治会	吉田 豊 (略)	堺 治人 (略)
大藪町自治会	尾本 幸嗣 (略)	北村 一郎 (略)

彦根市告示第24号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年2月9日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

稲枝駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和5年1月30日午後1時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日および返還時間

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話30-6134)

彦根市告示第25号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)

第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年2月9日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和5年1月31日午後1時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日および返還時間

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話30-6134)

彦根市告示第26号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年2月9日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和5年1月10日午後2時頃

令和5年1月31日午後2時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通対策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 27 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、彦根市観光駐車場の使用料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 5 年 2 月 13 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 委託の相手方

彦根市本町一丁目 12 番 5 号

公益社団法人彦根観光協会

2 委託事務の内容

彦根市観光駐車場条例(昭和 45 年彦根市条例第 32 号)に基づく使用料の徴収事務

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。ただし、彦根市観光駐車場の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 徴収の方法

(1) 使用料は、現金または美しいひこね創造条例(平成 17 年彦根市条例第 79 号)第 12 条に規定する地域通貨「彦」で徴収し、彦根市が指定する収入通知書に基づき市へ納入する。

(2) 使用料の徴収方法は、前号に規定するもののほか、彦根市観光駐車場条例、彦根市観光駐車場条例施行規則(平成 17 年彦根市規則第 67 号)および彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)の定めるところによる。

公 告**公示送達について公告**

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和5年2月10日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和4年度 軽自動車税(種別割)納税通知書および納付書(全期) 標識番号 彦根市き1898
(略)	平成30年度から令和4年度まで 軽自動車税(種別割)更正決定通知書 過誤納金充当通知書 標識番号 滋賀40よ2095
(略)	令和4年度軽自動車税(種別割)更正決定通知書 標識番号 滋賀581ね3790
(略)	平成30年度から令和4年度まで 軽自動車税(種別割)更正決定通知書 過誤納金充当通知書 標識番号 滋賀580に805
(略)	平成30年度から令和4年度まで 軽自動車税(種別割)更正決定通知書 過誤納金充当通知書 標識番号 滋賀480さ1120
(略)	平成30年度から令和4年度まで 軽自動車税(種別割)更正決定通知書 標識番号 滋賀40は6264
(略)	平成30年度から令和4年度まで 軽自動車税(種別割)更正決定通知書 標識番号 滋賀480つ120
(略)	令和4年度 軽自動車税(種別割)納税通知書および納付書(全期) 標識番号 彦根市き7097

一般競争入札(郵便入札)の実施について

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定による貸付けについて、郵便入札による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により下記のとおり公告する。

令和5年2月10日

彦根市長 和田裕行

記

1 入札に付する事項等

(1) 契約の形態

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法第238条の4第2項第4号の規定による貸付けに係る賃貸借契約

(2) 貸付施設等名称 ひこね市文化プラザ

(3) 貸付場所および面積、予定価格等

次のグループごとに入札に付する。

グループ	物件番号	所在地	貸付場所	貸付面積	高さ	予定価格
A	1	彦根市野瀬町 187番地4	グランドホール棟1階自動販売機コーナー(屋外) (別紙1、別紙2参照)	1.44㎡ (W1.6m×D0.9m)	2m以内	367,836円
	2	彦根市野瀬町 187番地4	グランドホール棟2階メインロビー (別紙1、別紙3参照)	1.44㎡ (W1.6m×D0.9m)	2m以内	
	3	彦根市野瀬町 187番地4	エコーホール棟1階ロビー (別紙1、別紙4参照)	1.44㎡ (W1.6m×D0.9m)	2m以内	
	4	彦根市野瀬町 187番地4	グランドホール棟1階楽屋廊下 (別紙1、別紙5参照)	1.44㎡ (W1.6m×D0.9m)	2m以内	
B	5	彦根市野瀬町 187番地4	グランドホール棟1階自動販売機コーナー(屋外) (別紙1、別紙2参照)	1.44㎡ (W1.6m×D0.9m)	2m以内	459,795円
	6	彦根市野瀬町 187番地4	グランドホール棟2階メインロビー (別紙1、別紙3参照)	1.44㎡ (W1.6m×D0.9m)	2m以内	
	7	彦根市野瀬町 187番地4	メッセホール棟1階休憩コーナー(別紙1、別紙6参照)	1.44㎡ (W1.6m×D0.9m)	2m以内	
	8	彦根市野瀬町 187番地4	エコーホール棟1階ロビー (別紙1、別紙4参照)	1.44㎡ (W1.6m×D0.9m)	2m以内	

	9	彦根市野瀬町 187番地4	グランドホール棟1階自動販売機コーナー(屋外) (別紙1、別紙2参照)	1.44㎡ (W1.6m× D0.9m)	2m以内	
--	---	------------------	--	----------------------------	------	--

(4) 契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(更新なし)

(5) 貸付条件等

詳細は、ひこね市文化プラザ飲料用自動販売機設置事業者募集要項(以下「募集要項」という。)およびひこね市文化プラザ飲料用自動販売機設置に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 入札に必要な資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める欠格者でないことおよび同条第2項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。
- (5) 個人にあっては彦根市内に住所を有すること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有すること。
- (7) 法人にあっては、県内市町税を滞納していないこと。
- (8) 個人にあっては、彦根市税を滞納していないこと。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加資格の確認

この入札に参加する者は、前項の要件を満たすほか、彦根市飲料用自動販売機設置事業者選定に係る入札参加資格者審査実施要項(以下「審査実施要項」という。)または募集要項に定めるところにより、入札参加資格を有することの確認を受けていなければならない。

(2) 入札参加資格確認の申請期間

令和5年2月10日(金)から同月22日(水)までの日(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

4 入札書の送付方法等

- (1) 入札書を送付する場合は、入札書のみ封筒に封印し、その封筒の裏面に「入札名」および「グループ名」を朱書きで記載すること。
- (2) 上記(1)の封筒に、彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しを添えて、郵送用の封筒に封かんすること。
- (3) 上記(2)の郵送用の封筒の表面には、5(1)の送付場所の各記載事項のほか、「入札書在中」、「入札名」および「グループ名」ならびに5(2)の「送付期限」を朱書きで記載すること。
- (4) 郵送用の封筒は、特定記録郵便、一般書留または簡易書留のいずれかの方法により送付すること。

5 入札書等の送付場所および送付期限

(1) 送付場所

郵便番号 522-8501

彦根市元町4番2号

彦根市文化スポーツ部文化振興課彦根郵便局留

※ 「彦根郵便局留」と必ず記載すること。

(2) 送付期限

令和5年3月16日(木)までに彦根郵便局において彦根市文化スポーツ部文化振興課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされること。

6 入札の開札の日時および場所

(1) 日時

グループA 令和5年3月17日(金) 午前10時30分

グループB 令和5年3月17日(金) 午前10時45分

(2) 場所

彦根市役所 相談室1-1

所在地 彦根市元町4番2号

電話 0749-23-7810(彦根市文化スポーツ部文化振興課)

7 入札保証金

免除

8 入札の無効および失格等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者が行った入札

イ 持参、宅配便等で彦根市文化スポーツ部文化振興課に直接提出されるなど、4および5(1)の送付方法によらない入札

ウ 5(2)の送付期限より後に彦根郵便局に到達したもの

エ 彦根郵便局において彦根市文化スポーツ部文化振興課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされなかったもの

オ 彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しが添付されていないもの

カ 入札書に記載した金額その他記載することが必要な事項が不明確な入札

キ 同一の入札について2以上の入札書を提出した者の入札

ク 入札書に記名押印しないで行った入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

サ 入札参加資格確認の申請の提出書類に虚偽の記載を行った者の入札

シ グループAを落札した場合において、その者が行うグループBの入札

(2) 予定価格未満の入札は失格とする。

9 募集要項、仕様書、審査実施要項、契約条項等の閲覧および交付の場所および期間

(1) 閲覧および交付の場所

彦根市元町4番2号

彦根市文化スポーツ部文化振興課

(2) 閲覧および交付の期間

令和5年2月10日(金)から同月22日(水)までの日(彦根市の休日を定める条例第1条に規

定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

※ 彦根市ホームページの当該公告掲載ページからダウンロード可
(<https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/sports/10/4/12167.html>)

10 その他

この入札に係る詳細は、募集要項、仕様書および審査実施要項による。

11 契約に関する事務を担当する課

郵便番号 522-8501

彦根市元町4番2号

彦根市文化スポーツ部文化振興課

電話：0749-23-7810

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年2月14日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
福井県坂井市丸岡町 下久米田38-33 ゲンキー株式会社 代表取締役社長 藤永 賢一	彦根市中藪町字大敷地1593番 2、593番3、593番5、594番2 および595番2 彦根市中藪町字霞作597番2、 597番8、597番9、597番10 の一部、597番14および598 番2	2,331.79 m ²	令和5.2.14	940

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年2月14日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市八坂町字浜手1633番 および1633番1	354.31 m ²	令和5.2.14	943

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年2月15日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者	開発区域の名称	面積	検査済証
-----------	---------	----	------

の住所および氏名			交付年月日	番 号
(略)	彦根市東沼波町字花次 1147 番 2、1147 番 5 および 1148 番 2	1,276.20 m ²	令和 5. 2. 15	948

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第3号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和5年2月14日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 日 時 令和5年2月21日(火)午後1時30分から
- 場 所 彦根市役所本庁舎第5-1、5-2会議室
- 議 題
 - 令和5年度教育関連当初予算について
 - 令和4年度2月補正(第11号補正)予算について
 - 彦根市就学援助規則の一部を改正する規則について
 - 彦根市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示について
 - 彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第2号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和5年2月3日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

記

- 日 時 令和5年2月10日(金) 午後1時30分から午後4時まで
- 場 所 彦根市役所5階 会議室5-1、5-2
- 議 題
 - 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 彦根市農用地利用集積計画(案)について

水道事業告示

彦根市水道事業告示第6号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第4条第1項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和5年2月8日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	559
氏名または名称	ツジソト株式会社
代表者氏名	代表取締役 辻 雄一
住所	近江八幡市音羽町7番地の1
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ツジソト株式会社
上記事業所の所在地	近江八幡市音羽町7番地の1
指定年月日	令和5年1月27日

河瀬財産区告示

彦根市河瀬財産区告示第1号

彦根市河瀬財産区議会を下記のとおり招集する。

令和5年2月3日

彦根市河瀬財産区管理者

彦根市長 和田裕行

記

- 日時 令和5年2月22日(水)午後4時から
- 場所 彦根市西葛籠町321番地 河瀬自治会館
- 議案
 - 令和3年度(2021年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
 - 令和5年度(2023年度)彦根市河瀬財産区会計予算